

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

平成24年10月25日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 村田 俊彦

記

1 概要等

(1) 入札対象

ア 件名	管渠調査業務委託
イ 場所	児玉幹線（本庄市児玉町吉田林地内）他1幹線
ウ 期間	契約確定の日から平成25年2月28日まで
エ 概要	利根川右岸流域下水道 管渠内点検一式 目視調査 管径900mm 児玉幹線コダ13～コダ23（下流）3,083.89m 管径800mm 美里幹線コダ13～ミサ2 701.39m TV調査 管径500mm 美里幹線ミサ2～ミサ3-4入 412.60m

(2) 入札手続の方法

要領の規定による。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 期間

平成24年10月31日（水）午前10時00分から

平成24年11月2日（金）午後4時00分まで（必着）

(2) 提出場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社

3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。

(1) 入札日時

平成24年11月 9日(金) 午前11時00分

(2) 入札場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社 3階入札室

4 この業務委託の入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、更正手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査(建設業者に限る。)を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

(4) 平成23、24年度埼玉県競争入札参加資格者名簿の「土木施設維持管理(下水)」に登録されていること。

(5) 公告日から落札決定日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(6) 公告日から落札決定日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(7) 公告日から落札決定日までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(8) 建設業法に規定する本店又は主たる営業所を埼玉県本庄県土整備事務所の管内に有する者であること。

(9) 施工実績

過去10年間(平成14年10月26日から公告の日まで)に、下水道管渠施設において、口径800ミリメートル以上の管渠清掃業務委託又は管渠調査業務委託について1回の契約金額が50万円以上の業務委託、若しくは口径800ミリメートル以上の管渠建設工事を元請けとして完工させた実績を有する者であること。

また、本委託業務に関する事業に関し、合併、会社分割または営業譲渡等行った場合においては、従前の会社の実績を以て施工実績とすることが出来る。ただし、その場合には、それを証明する書面を提出すること。

(10) 配置予定の技術者

ア 配置予定技術者は、一級又は二級土木施工管理技士の有資格者、若しくは管渠調

査業務委託の実施において、現場代理人として従事した経験を有する者を配置することができること。

イ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。

ウ 配置予定技術者は、この業務委託を履行する者との間に、この業務委託の参加申込受付最終日を基準として3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

5 入札参加資格の有無の確認

要領に基づき、入札執行後に確認する。

6 設計図書等

設計図面、業務委託設計仕様書、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び貸与（電子データによるため、1GB以上の容量のUSBメモリを持参すること。）は、次のとおりとする。

（1）閲覧及び貸与期間

平成24年10月25日（木）午前10時00分から

平成24年11月 2日（金）午後 4時00分まで

（2）閲覧及び貸与場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社 3階事務室

担当者 庶務担当 小峯

7 設計図書等に関する質疑

設計図書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

（1）受付期間

平成24年10月30日（火）午前10時00分から

平成24年11月 1日（木）午後 4時00分まで

（2）質疑に対する回答

質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨を下水道公社ホームページで公表する。

8 現場説明会

開催しない。

9 入札に関する注意事項

（1）入札書に記載する金額

金額は消費税を含まないものとする。（契約締結時に消費税5%を加算する。）

（2）入札金額見積内訳書

要領様式第6号を作成し、入札日に提出する。

（3）入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

（4）入札の辞退

要領第16条の規定による。

(5) その他

- ア 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。
- イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより審査の順序を決定する。
- ウ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。
- エ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札者の押印のない入札書による入札
- イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- ウ 金額の訂正のある入札書による入札
- エ その他要領第20条に該当する入札

10 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除する。

- ア 入札参加希望者が保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納付方法は、次のとおりとする。

- ア 入札参加希望者は、入札保証金を、入札日の前日までに下記口座に振り込むものとする。
- イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領第14条第2項に規定する参加資格者の確認の際に入札執行者に提示する。

入札保証金振込口座

銀行名	埼玉りそな銀行県庁支店
口座名義	公益財団法人埼玉県下水道公社
種類	普通預金
口座番号	4630836

(3) 上記（1）のアに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

- ア 提出方法
原則として保険証券を入札場所に持参する。
- イ 提出期限
平成24年11月 9日（金）午前11時00分まで（入札開始前まで）

(4) 上記(1)のイに該当する場合の免除方法は、次のとおりとする。

ア 過去2年(年間業務委託にあっては、過去5年)の間(平成22年10月26日から公告の日まで)に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(出資法人を含む。)と締結し履行した契約金額が50万円以上の下水道管渠施設にかかる管渠清掃業務委託又は管渠調査業務委託契約2件(単体企業又は共同企業体の代表構成員としての委託実績に限る。)について、その契約書の写し及び工事(又は修繕)(業務委託)完成(完了)検査結果通知等履行を証明するものの写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。

イ 当公社と締結し履行した工事(又は修繕)(業務委託)については、履行を証明するものの写しを省略することができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

11 支払い方法

完了検査終了後一括精算

12 この公告に関する問い合わせ先

公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社 庶務担当 小峯

電話番号 048-728-2011

FAX番号 048-728-2013